

アフリカの紛争解決に向けて

——国際社会の関与とアポリア

I 紛争から紛争後へ？

一九九八年、国連のアナン事務総長は、安全保障理事会に対してアフリカ^{*1}の武力紛争に関する報告書を提出した（United Nations 1998）。特定地域の紛争に関する国連事務総長報告が提出されたのは、史上はじめてのことである。これは、一九九〇年代のアフリカでいかに深刻な紛争が多発したかの証左といえる。僅か一〇〇日足らずのうちに、少なくとも五〇万人が虐殺されたルワンダ、国民の一割近くが殺され、残るほとんども国内避難民や難民となったリ



武内進一

ベリアなど、この時期に深刻な紛争を経験したアフリカ諸国は枚挙に暇がない。

しかし、二〇〇〇年代に入ると、アフリカの紛争は総じて収束へと向かった。ソマリアやスーダンのダルフルのように紛争が継続している地域もあるが、多くの国では紆余曲折を経つつも、紛争は鎮静化に向かった。リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国などでは、内戦当事者間で和平協定が締結され、移行期政権が樹立され、選挙が実施されて本格政権が誕生した。紛争から平時への移行が完了したわけである。近年、アフリカの紛争を題材にした映画が相次いで公開されたこともあって、紛争^{*2}の悲惨さについてはいくよく知られるようになったが、その多くが最近収束

傾向にあることはあまり知られていない。

アフリカの紛争の収束傾向を考えるうえで、国際社会^{*3}の関与は重要な要因である。冷戦終結後、国際社会は紛争解決に向けた関与を強めた。当初はソマリアやルワンダのような失敗もあったが、結果として国際社会の介入が奏功した事例も多い。今日、紛争に対する国際社会の関与は、人道支援や停戦監視に留まらず、和平協定の仲介、武装解除・動員解除・再統合 (disarmament, demobilization, reintegration: DDR)、制度構築、さらには国民和解の支援にまで及んでいる。紛争が勃発すると、その收拾と平時への移行を目指して、国際社会がさまざまな形で関与するようになった。これが近年、アフリカにおける紛争の收拾を促し、その再発を未然に防止する効果を有していることは疑いない。

こうした状況は基本的に評価できるものだが、アフリカの紛争問題の解決にそれほど楽観的な見通しがたっているわけではない。紛争の激発こそ抑えられているものの、アフリカ各国の経験を子細にみると、紛争再発の恐れが払拭され、順調に国民和解の歩みを進めているとは、なかなか言い切れない。多くの国々は、戦争状態こそ回避しているものの、平和が確立したともみなしがたい、不安定な状況にある。

本稿の目的は、アフリカの紛争解決に向けた国際社会の

関与について検討し、その意義を考察することにある。以下、Ⅱで近年のアフリカにおける紛争の性格を検討したうえで、Ⅲで紛争解決のために国際社会がどのような関与を実践しているのか、具体的に整理する。そして、Ⅳにおいてその意義と課題を考察する。

Ⅱ 紛争の性格

紛争解決、平和構築について議論するにあたって、

一九九〇年代以降アフリカ諸国が経験した紛争とその終わり方について確認しておこう。表1に、一九九〇年代以降に武力紛争を経験した国々をあげた。武力紛争の定義には諸説あるが、ここではウプサラ大学とオスロ国際平和研究所の共同研究によるデータベース (Uppsala University 2008 以下、UCDP データセットと称する) に依拠し、一九九〇年～二〇〇七年に記録された紛争を表1に掲げた。表1では、その一八一年間に紛争強度が「強」の年があった場合、下線を付した。^{*5}一五カ国がそれにあたる。

二〇〇七年の段階で紛争が起こっているのは、アンゴラ (カビンダ)、コンゴ民主共和国 (東部)、ウガンダ、エチオピア (オロミアおよびオガデン地方)、スーダン (ダルフール)、ソマリア、チャド、ニジェール、マリであるが、紛争強度

が「強」と評価されたのはソマリアだけである。ここ数年の間に激しい戦闘があったのは、無政府状態が続くソマリアの他にはスーダンのダルフルとチャドくらいであり、二〇〇〇年代に入って紛争強度は総じて低下傾向にある。

アフリカの紛争要因について、ここでは詳細に検討する紙幅がないが、それが国家統治をめぐる問題に起因するとは確認しておきたい（武内 2006）。表1から明らかに、この間の紛争は、エチオピア・エリトリア戦争を除いて、すべて国内紛争である。アフリカでは、国家権力の行使や国家統治のあり方をめぐって国内紛争が勃発する例が多い。ガバナンスの悪さに示される国家の脆弱性が、紛争を引き起こす要因となってきた。近年、アフリカの紛争強度が低下傾向にあるとはいえ、必ずしもガバナンスが改善しているわけではない。むしろ、国際社会の介入によって暴力の激発が抑制されていることが、紛争強度の低下に結びついている。

表2に、近年のアフリカにおける紛争がどのような形で終わるかを示した。ここでは、一九九〇年代以降の主要な紛争を、終わり方に応じて三つに分類している。^{*}ここから、武力よりも交渉で決着する紛争が多いこと、多くの紛争に対して国連平和維持軍（PKO）が派遣されていることがわかる。

表1 1990年代以降のアフリカにおける紛争経験国

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア（国内紛争、対エリトリア戦争）、エリトリア（国内紛争、対エチオピア戦争）、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、コートディヴォワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、スーダン（南部、ダルフル）、セネガル、ソマリア、チャド、中央アフリカ、ナイジェリア、ニジェール、ブルンディ、マリ、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト

（出所）Uppsala University 2008 から筆者作成。

（注）1990～2007年の間に紛争強度が「強」の年を含むものに下線を付した。

表2 近年のアフリカにおける紛争終結のパターン

武力によって終結した紛争（8）	<u>アンゴラ、ギニアビサウ、チャド（1990年）、中央アフリカ（2002～03年）、エチオピア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（1996～97年）、ルワンダ</u>
交渉によって終結した紛争（10）	<u>モザンビーク、シエラレオネ、リベリア（1989～95年）、リベリア（2000～03年）、中央アフリカ（1996～98年）、スーダン（南部）、エチオピア・エリトリア戦争、コンゴ民主共和国（1998～2001年）、ブルンディ、コートディヴォワール</u>
継続中の紛争（5）	<u>中央アフリカ（2006年～）、チャド（2005年～）、スーダン（ダルフル）、ソマリア、ウガンダ（対LRA）</u>

（出所）筆者作成。

（注1）下線は、関連して国連PKOが派遣された事例。

（注2）本表に示す紛争事例は、表1の事例と必ずしも一致しない。

Ⅲ 国際社会の関与

次に、アフリカの紛争解決に向けた国際社会の関与の内容を具体的にみていこう。勃発から激化、沈静からその後始末まで、紛争の様相は局面によって異なり、それに応じて政策的対応も変わってくる。ここでは、紛争が起こったあとに実施される諸施策とそこでの国際社会の役割を整理して捉えるために、関与を四つの局面に分けて考える。すなわち、(1) 戦闘の停止と和平に向けた合意形成、(2) 治安の安定、(3) 正当な国家権力の確立、(4) 分裂した社会の修復、の四つである。これら四つの局面は、いうまでもなく相互に関連し、重なり合っている。したがって、それらを截然と分けて論じられるわけではなく、以下に述べる政策的対応も、特定の局面だけを対象にするとは限らない。また、ある程度時系列的な関係性はあるものの、必ずしも一から四の順に起こるわけではない。こうした点を念頭においたうえで、紛争の諸局面における政策的対応と国際社会の役割を整理しよう。

1 停戦協定・和平交渉

国際社会による平和的解決に向けた圧力や、停戦・和平のための仲介は、紛争勃発とともに始まる。表2でみたように、近年のアフリカでは和平協定の締結によって終結する紛争が比較的多い。表1と比べてみると、深刻な内戦(紛争強度「強」を含む紛争)の多くが、交渉によって終結していることがわかる。アンゴラやルワンダのように、いったん締結された和平協定が破棄され内戦に戻ったケースもあるが、リベリアやシエラレオネのように和平交渉の後に協定が遵守されて移行期を完了した国も多い。

和平交渉の仲介に関わる主体はさまざまである。国連やアフリカ連合のような国際機関、また周辺国や先進国による仲介活動はよくみられるが、NGOが仲介に重要な役割を果たす場合もある。近年の例をいくつかあげてみよう。

ルワンダ内戦では、一九九〇年の勃発直後からさまざまな主体が和平への仲介を行った。隣国ザイル(現コンゴ民主共和国)のモブツ(Mobutu Sese Seko)大統領は当初仲介に積極的だったが、交渉は失敗に終わった。その後、国連やOAU(アフリカ統一機構。現アフリカ連合・AU)に加えて、米国、フランスなど先進国が仲介に加わり、一九九三年に和平協定(アルーシャ和平協定)^{*}が締結された。

コンゴ民主共和国で一九九八年に勃発した内戦は、多数の周辺国の参戦によって国際化した^{*)}が、隣国ザンビアのチルバ (Frederic Chilba) 大統領が仲介の労を執り、翌年に主要介入国とコンゴ民主共和国政府、そして主要反政府武装勢力の間で停戦協定 (ルサカ協定) が結ばれた。その後、コンゴ国内諸勢力間の交渉を国連のニアス (Moustapha Niasse) 特使と南アフリカのムベキ (Thabo Mbeki) 大統領が中心になってまとめ上げ、和平協定 (プレトリア合意) が締結された^{*)}。

二〇〇二年に勃発したコートダイヴウォールの内戦では、フランス政府が停戦・和平合意形成に主導的役割を果たし (佐藤 2008)、独立直後から続いていたモザンビーク内戦に終止符を打ったローマ総合和平協定 (一九九二年) は、イタリアのキリスト教会系 NGO サンテディデオ (Saint' Edigio) とイタリア政府の仲介で結ばれた。

停戦合意や和平協定が結ばれたら、その履行を監視しなければならぬ。これにも、国際社会が重要な役割を果たす。合意の履行監視は中立的な第三者が行うことが望ましいし、合意形成に国際社会が深く関与していれば、それが履行を監視するのは自然な流れである。停戦合意を主要任務とする、いわゆる第一世代の国連 P K O は、こうした観点から発展したものである。ただし、アフリカの場合、この段階での国際社会の関与が、つぎに述べる治安確立と関

連して要請されることも多い。

2 治安の確立

治安の確立は、平和構築の基礎である。治安が不安定では、和平協定の履行は進まない。和平に向けた合意形成への関与と並行して、治安確立に対する国際社会の役割も拡大している。この点は、国連 P K O の性格変化とも関係する。国連 P K O は、武装勢力間の停戦合意が成立したあとでなければ展開できない。従来の考え方は、治安の問題に解決の目処がたったあとに国連 P K O が展開し、合意された停戦協定を監視するというものであった。事実、国際社会が武装勢力を鎮圧する「平和執行」 (Peace enforcement) の構想は、ソマリアで破綻している^{*)}。とはいえ、国連 P K O に軍事力は不可欠である。軍力をもった部隊の展開はそれ自身紛争の抑止力になるし、実際に紛争が再燃しかけたときに対応できる。この機能は、今日のアフリカにおいて重要度を増している。

近年のアフリカの紛争は、多くの場合、いわゆる国家破綻として起こっている。国家機能が低下し、治安が全般に悪化するなかで紛争が勃発し、国内を複数の武装勢力が割拠するような状況である (Zartman 1995)。こうした事態になると、政治秩序を維持する担い手がいいため、停

戦合意や和平協定が結ばれても実効性が乏しく、合意はきわめて脆弱なものになる。そのため、十分な軍事力を備えた部隊が展開し、政治秩序を担保することが望ましい。近年アフリカに派遣される国連PKOは、しばしば国連憲章第七章にもとづいて派遣され、必要な場合には武力行使が認められているが、その背景には治安の確立に対する切実な要請がある。

この点に関して、国際社会に反省を強い、その後の対応に大きな変化をもたらしたのは、ルワンダでの経験である。一九九〇年に内戦が勃発したルワンダでは、一九九三年に和平協定が結ばれたことを受け、国連平和維持部隊（UNAMIR）が展開した。しかし、この和平協定にルワンダ国内の急進派が反発し、履行を妨害するためにエスニックな扇動を強めた。急進派は、UNAMIRが反政府ゲリラ寄りだと非難し、新聞やラジオなどのメディアを使って攻撃した。一九九四年四月、大統領暗殺を契機に虐殺が開始された直後、首相を護衛していたUNAMIRのベルギー部隊が急進派に襲撃され、一〇名が惨殺されるという事件が起こる。この事件を受けてベルギーはルワンダから撤退を決め、それがきっかけとなってUNAMIRの人員は大幅に縮小された。この結果、国際社会はルワンダの虐殺を傍観せざるをえなかったのである。

UNAMIRについては、国連憲章第六章下に設置さ

れ、急進派の暴力に対応するためのマンデート（任務）が不十分であったことなど、さまざまな問題が指摘されていた。この失敗は深刻な反省を強い、その後は「ブラヒミ・レポート」（United Nations 2000）にみられるように、国連PKOを派遣する際には十分な人員やマンデートを与えるべきだという主張が強くなった。

実際、国連PKOの規模は総じて拡大傾向にある。アフリカに対して派遣された二万人を超える大規模な国連PKOは、一九九〇年代にはUNOSOM II（ソマリア）だけであったが、二〇〇〇年以降はUNAMISIL（シエラレオネ）、MONUC（コンゴ民主共和国）、UNMIL（リベリア）、UNMIS（スーダン南部）、UNAMID（スーダン・ダルフル地方）の五つが展開している。また、和平プロセスが危機に瀕したときには、必要に応じてより機動性の高い部隊が投入されるようになった。コンゴ民主共和国の移行過程で政治情勢が不安定化した際にはヨーロッパ連合（EU）が多国籍軍（EUFOR）を派遣したし、シエラレオネの政情が悪化したときにはイギリスが単独で派兵した。^{*10}

3 正当な国家権力の確立

紛争を繰り返さないためには、紛争の原因が是正されな

ければならない。アフリカの紛争のほとんどは国内紛争であるから、国内紛争を引き起こした統治のあり方を改め、正当な国家権力を確立する必要がある。今日、そのための施策に国際社会が深く関与している。

上述した論点とも関連するが、正当な国家権力の確立を目指すとき、その中心となるのは治安部門である。その意味で、治安部門改革 (Security Sector Reform: SSR) は紛争後の核心的な課題のひとつである。SSRに関する議論は近年変化を遂げており、軍、警察、司法部門といった「暴力」に関わる国家機構の能力や効率性を向上させるだけでなく、それが国民からみて正当なものと認識されるよう、ガバナンスを改革すべきだと考えられるようになった (OECD 2005)。現在多くのアフリカ諸国が、国際社会の助力を得ながらSSRに取り組んでいる。

SSRと深く関わり (その一部と見なされることもある)、また国際社会の役割が大きいプログラムとして、DDR (武装解除・動員解除・再統合) がある。内戦を戦った武装勢力から武器を取り上げ、指揮命令系統を解体して戦闘能力を失わせたうえで、職業訓練を施すなどして社会に再統合させるといふものである。以前は別々に実施されてきたDDRの三事業は、一九九〇年代後半から一連のプログラムとして実施され、国連PKOのマンデートにも盛り込まれるようになった。^{*11} DDRの実施形態は紛争の性格

や復興の戦略に対応して多様であり、リベリアの第二次内戦 (二〇〇〇～二〇〇三年) ではDDR (DDRおよび社会復帰 (Rehabilitation))、コンゴ民主共和国の周辺国武装勢力に対する作戦においてはDDR (DDRおよび再定住 (resettlement・帰還 (repatriation)) という形で進められている。^{*12}

治安部門以外にも重要な課題は多い。内戦により国家機能が破壊された紛争経験国においては、国家の制度を全面的に立て直す必要がある。もっとも、アフリカの場合、紛争勃発以前の制度がそもそも十分に機能していなかったことも多い。中央省庁の能力開発 (キャパシティ・ディベロップメント) や、地方行政機構の改革・構築は、近年の開発援助の重要な案件になっており、そこにはこうした制度の能力の低さや機能麻痺が紛争の原因になったという問題意識がある。^{*13}

正当な国家権力確立のメルクマールともいえるのが、選挙である。自由で公正な選挙を経て成立した国家権力は、国民の信を受けており、強力な正統性をもつ。その意味で、和平プロセスにおいて選挙はきわめて重要な意味を持ち、その実施によって紛争から平時への移行が完了したとみなされる。国際社会は、選挙実施に際してもさまざまな形で支援を行っている。選挙資金を提供し、準備を手伝うとともに、選挙監視団を派遣し、その正統性を評価する。その

評価は、当然ながら、その後の支援を左右することになる。

4 分裂した社会の修復

紛争が社会を深く傷つけることはいうまでもないが、その修復に向けた政策的対応を実施するというアイデアは、従来それほど一般的でなかった。近年、紛争、とくに国内紛争を経験した国々で国民和解に向けた政策的対応が必要だという考え方が強まっている。移行期正義(transition justice)^{*14}は、そのための施策のひとつである。移行期正義とは、大規模な人権侵害を被った社会が、説明責任を果たし、正義を確立し、和解を達成することを目的として、過去の傷に対処する試みを包括的に意味する(United Nations 2004: para.8)。その先駆的な事例としては、一九八〇年代以降の民主化過程で軍政期の人権侵害と向き合ったラテンアメリカ諸国や、アパルトヘイト廃絶後に真実和解委員会(Truth and Reconciliation Committee: TRC)を通じて過去の克服に取り組んだ南アフリカの経験などがある。こうした取り組みにおいては、国際社会の関与はそれほど目立たなかった。しかし、最近のアフリカにおける紛争処理過程では、その多くに移行期正義が取り入れられ、そこに国際社会がさまざまな形で関与している。

国際社会の主導性が最も顕著なのは、国際的な刑事裁

判所である。ルワンダとシエラレオネに関しては、内戦時における国際人道法上の犯罪(戦争犯罪、人道に反する罪、ジェノサイド罪)を訴追するための裁判所が国際社会のイニシアティブで設置された。ただし、一九九四年に設置されたルワンダ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR)が国連安全保障理事会(安保理)決議による完全な国際機関であるのに対し、二〇〇〇年に設置されたシエラレオネ特別裁判所(Special Court for Sierra Leone: SCSL)は国連とシエラレオネ政府の協議による混合法廷という位置づけになっている。国際社会の関与の度合いに違いはあるものの、いずれも活動目的のひとつとして国民和解への貢献があげられている^{*15}。国民和解はこれら国際的な刑事裁判所にとって唯一無二の目的ではないが、平和の維持や法の支配と並んでそれが言及されること自体、注目に値する。これら裁判所の行動は、国際社会による「司法介入」(Schaffer 1996)と捉えられるが、「司法介入」に際しても対象国における社会の修復に留意すべきだと考えられているのである^{*16}。

また、近年紛争後のアフリカ諸国では、真実和解委員会の設置が和平協定に盛り込まれるケースが目立っている。シエラレオネ、コンゴ民主共和国、ブルンディなどがその例だが、こうした国々の和平協定には国際社会が深く関与しており、その意味で真実和解委員会の設置には、国際社

会の意向が反映されているとみることができる。真実和解委員会は紛争処理のツールとして国際的に認知され、多くの国で応用されている。

現地社会のイニシアティブで移行期正義が実施されていても、それが国際社会と無関係であるわけではない。たとえば、ルワンダのガチャチャは、現地主導型の移行期正義として知られている。これは、一九九四年のジェノサイドの容疑者をローカルレベルの知見を利用して裁くもので、ルワンダ政府の発案と主導で行われている。^{*17}ただし、オランダなどいくつかのヨーロッパ諸国はガチャチャに対して資金援助を与えており、ガチャチャも国際的な支援と承認を受けて進められたとみることができる。

IV 関与の理由と評価

前章では、紛争が勃発したあと、国際社会が果たす多様な役割について概観した。戦闘を止めさせ、和平協定を結ばせ、その履行を監視・支援し、国づくりを助けるだけでなく、紛争によって傷ついた社会の修復まで国際社会は支援している。いったいなぜここまで、国際社会は紛争経験国に関与するのだろうか。そして、国際社会の関与ははたして所期の目的を達成しているのだろうか。

1 なぜ関与するのか

武力紛争に対する国際社会の関与は、冷戦終結以降急速に深まった。この背景には、冷戦終結に起因する国際社会の構造変化がある。たとえば、国連は国際紛争の解決を目的とする機関だが、国際社会の構造変化が安保理の行動を大きく変えた。発展途上国の武力紛争は冷戦期から頻発していたが、それらは米ソの代理戦争という性格をもつものが多く、国連が紛争解決に取り組むことは事実上できなかった。対立する米ソが安保理で拒否権を発動し、国連の行動を麻痺させたからである。冷戦終結と東側ブロックの消滅によって、安保理の恒常的な対立は解消し、国連が紛争解決に取り組む条件が整った。

こうした状況変化を受けて、国連の紛争解決能力を大きく高めようとしたのが、一九九二―九六年に事務総長を務めたブトロス・ブトロス＝ガリー Boutros Boutros-Ghali であった。ガリーは、就任直後に安保理の要請を受けて提出した報告書「平和への課題」(United Nations 1992)において、予防外交、平和創造、^{*18}平和維持、平和構築など、国連の平和活動に関する概念を整理し、その強化策を提示した。国連への期待は一九九〇年代前半にソマリアやルワンダなどでいったん蹶跌をきたしたが、その後も国連の関

与は拡大を続けた。さらに、紛争解決と平和構築に向けて、国連にとどまらず、国際機関、諸国家、そして国際NGOなど多様な形態をとった国際社会の関与が拡大しているのである。この動きは世界各地の紛争に関して観察されるが、一九九〇年代に紛争が頻発したアフリカでは、その解決に向けた国際社会の動きも目立っている。

国際社会がアフリカの紛争解決に関与する理由は多様だが、あえて整理すれば、道義的な関心と現実主義的な関心の二つに区分できる。カーは国際政治が「つねに力の政治である」ことを強調する一方で、それが「事実の一端でしかなく」、「いかに制約を受けるものであれ、……それに対して訴えることができる共通の諸理念の国際的な根幹と言い得るものが存在する」(カー 1996: 261)と述べて、国際道義の存在を確認した。具体的には、「諸国家を義務づけている国際的な道德律」の「最も重要で最も明確に認められている」もののひとつとして、「他の人間に不必要な死や苦しみをさせない義務」をあげた(カー 1996: 285)。今日、国際社会がアフリカの紛争解決に向けて関与する際に、この「義務」が意識されていることは疑いない。

ただし、カーが思索した両大戦間期と今日を比べると、国際社会は大きな変化を遂げた。具体的にいえば、その構成体が顕著に変わったのである。カーが国際道義というとき、その担い手はすぐれて主権国家であった。しかし今日、

アフリカの紛争解決に向けた国際道義の担い手は主権国家に限られない。先進各国が重要なプレーヤーであることは疑いないが、前節でみたように、さまざまな国際機関や国際NGOの活動がきわめて重要な役割を果たしている。和平交渉、治安の確立、正統性をもった国づくり、社会の修復のいずれをとっても、国際機関や国際NGOの関与なくして成り立たない。対人地雷廃絶に向けたオタワ・プロセスや「紛争ダイヤモンド」の流通規制を強めたキンバリー・プロセスの例にみられるように、今日NGOが国際的な規範形成に果たす役割は大きく広がっている。^{*19}そして、国際NGOも国際機関も、道義的関心を正面に掲げて活動を行うのが常である。

一般にアフリカ諸国の紛争解決や平和構築では、イラクやアフガニスタンにおける米国のような主導的大国が存在せず、国際機関や国際NGOの役割が大きい。これは、アフリカ諸国が戦略的にあまり重要でないことの裏返しといえよう。この事実は平和活動が特定国の狭義の国益に従属しないメリットを有するが、世論の影響を過度に受けやすいデメリットももつ。メディアや「セレブ」(有名人)がもつ強い影響力は大衆動員に効果的だが、それを的確に、また持続的に平和構築に向けて投入できるかどうかは定かではない。残念ながら、世論への対応に囚われて判断を誤った例もまた、少なくないのである。^{*20}

他方、現実主義的な関心は、とくに主権国家の行動にとつて主要な動因となる。現実主義的な関心といってもその内容は多様だが、アフリカの紛争解決への関与が自国の利益になるといふ観点から考えると、今日そこに三つの態様を見出すことができる。

第一に、伝統的な意味での国益である。紛争解決に関わる諸事業に関与することで、当該国の復興過程に自国の権益をビルトインさせることができる。それによって、当該国を自らの勢力圏にとどめ、自国企業の商機を増やすことができるだろう。こうした狭義の国益を確保する動機にもとづく紛争解決への関与は、コートデヴィヴァールにおけるフランスの場合など、旧宗主国の行動に典型例を見出すことができる。資源が豊富なコンゴ民主共和国の平和構築過程に、米国をはじめ先進国が積極的なもの、同様の観点で捉えられよう。もともと、こうした利害や関心が、関与する側から公言されることはあまりない。

第二に、安全保障上の懸念にもとづく関与である。アフリカにおいて、紛争が長引き混乱が続けば、アフガニスタンのように国際的な安全保障上の脅威となりかねない。今日の紛争解決への取り組みは、そうした事態の予防措置という性格を帯びている。二〇〇一年の九・一一事件以降、米国もヨーロッパも、こうした懸念と対策の必要性を公言するようになった。^{*21} 第一の国益が一国主義的なものである

のに対して、これはグローバルな「テロとの戦い」の一環という性格をもつ。

第三に、国際道義を主導することで、国際社会における自国のプレゼンスを高める効果がある。これは、ブレア (Tony Blair) 政権下のイギリスにおいて顕著であった。アフリカの紛争と貧困は、今日国際的な課題になっているが、関心を高めるよう計画された側面もある。ブレアは、一九九七年の政権発足時に海外援助を担当する D F I D (国際開発省) を立ち上げ、アフリカ向け援助を大幅に増額するとともに、NGO やアフリカに関心をもつ「セレブ」と協働して、アフリカの貧困削減や紛争解決に向けた世論形成に努めた。紛争ダイヤモンドの流通規制 (キンバリー・プロセス) のように、ブレアがサミットに持ち込んだことで合意への筋道がついたものもある。^{*22} ブレアが NGO などと連携して推進した「セレブ人道主義」 (Porteous 2008: 97) の効力は大きく、アフリカへの関心を世界的に高めた。^{*23} イギリスは対アフリカ国際支援を主導することにより、自国の援助政策の影響力を強めたのである。

アフリカの紛争解決に向けた近年の国際社会の行動においては、国際道義が強調され、一国主義的な国益が正面から語られることはない。それは、アフリカの紛争がもつ人道的悲惨さに負うところもあるが、国際社会の構成体が多様化し、紛争解決の過程における主権国家以外のアクター

(国際機関やNGO)の役割が著しく高まったことに対応している。ブレア政権は、その動きをうまく利用して自国の利益に繋げたといえよう。

2 関与の評価

アフリカの紛争に対する国際社会の関与は、どのように評価できるだろうか。はたしてそれは、紛争解決や平和構築に寄与しているのだろうか。最後にこの点を考察しよう。

紛争当事者間を仲介し、交渉を促して、停戦や和平の合意へと導く作業には、国際社会の貢献が大きい。こうした役割には中立的な第三者が適していることを考えると、これは当然である。紛争の平和的解決を促すことは国連憲章でいえば第六章の行動にあたり、紛争解決に向けた国際社会の伝統的な役割といえよう。

暴力の抑制に関しても、国際社会は重要な貢献をしている。二〇〇〇年代に入ってから紛争発生件数が減少傾向にあること、それと並行して国連PKOの規模が拡大し、平和維持を目的とする多国籍軍の派遣が増加したことは先に述べた。国連平和維持活動が暴力の抑制に効果的なことは先行研究で示されており (Doyle and Sambanis 2000)、事実一九九四年のルワンダ、二〇〇三～〇四年のダルフー

ルなど著しい人道危機は国際的な平和維持活動が機能しないところで起きている。多国籍軍や単独派兵による平和活動も、国連PKOを補完、補強する効果を持ちうる。

二〇〇〇年のシエラレオネや、二〇〇三年のコンゴ民主共和国のように、国連PKOの手に余る状況に陥った場合でも、前者のケースはイギリスの単独派兵、後者のケースではEUFOR (EU多国籍軍) の展開によって、暴力の拡大を食い止めることができた。ルワンダにおける失敗の経験を経たあと、国際社会が暴力の激発を抑制する目的でアフリカに軍事的展開を実行した際には、一定程度その成果が現れていると評価できるだろう。^{*24}

アフリカの紛争に関しても、停戦や和平の仲介、そして暴力の抑制に関して、国際社会の貢献はそれなりに評価できる。しかし、他の平和構築の課題、すなわち正当な国家権力の確立と分裂した社会の修復については、国際社会の関与がどのような貢献をなしているか、あまり明確な評価を下せない。もちろん、紛争における暴力を抑制させたあとで、平和の確立のため国際社会が関与を継続することは自然であり、また必要であろう。しかし、その効力や方法論についてはなお未知な点が多く、さまざまな問題に直面しているのが現実である。

正当な国家権力の確立過程においては、新たに導入した統治 (ガバナンス) に関わる制度がどの程度根付き、機能

しているのかという点が問われる。しかし、和平協定の締結から時間が経過しても、依然としてガバナンスの改善がみられないという報告は少なくない。^{*26} 国民和解の進展についても、楽観的な報告はあまり聞かれない。国際的な刑事裁判所にしても、ローカルな裁判にしても、裁きが和解に繋がるかどうか定かでないうえに、裁判がしばしば政治性を帯びる（望月 2008；武内 2008b）。民主主義の不可欠の要素とされる選挙が、社会の亀裂を深めているとの指摘もある（船田クラークセン 2008）。

国家機構の確立や国民和解には時間がかかり、すぐに成果が上がるものではない。取り組みが開始されてからそれほど時間が経過していない現状では、評価がそもそも困難なことは確かである。しかし、たんに時間的な問題だけではない。交渉の仲介や暴力の抑制が、紛争から平和な社会へ移行するための前提に関わる行動であるのに対し、正当な国家権力の確立や社会の修復は、紛争経験国の国家建設そのものである。そこに国際社会という外部のアクターが関与するとき、つねに直面せざるをえない——その意味で、構造的な——アポリア（難題）があるように思われる。

アポリアは、関与する国際社会と関与されるアフリカ諸国との非対称性に由来する。紛争解決と平和構築に関していえば、軍事力、資金、技術等のリソースから規範の正統性にいたるまで、国際社会はアフリカ諸国に比べて圧倒的

な優位性をもっている。逆説的であるが、正当な国家権力の確立や社会の修復に関与するうえでの困難性には、そうした国際社会と紛争経験国との非対称的な関係に由来するものがある。ここでは、制度の移植と特定勢力の特権化という問題をあげたい。

平和構築の過程では、たんに旧来の制度を再興するのではなく、紛争要因に配慮した新たな制度を構築しなければならない。そして、国際社会が平和構築に深く関与する今日の状況下において、導入される制度は関与する側の影響を受けざるをえない。パリスは、今日の平和構築において国際社会が導入する施策が、自由民主主義（リベラル・デモクラシー）思想に立脚していると指摘する（Pettigrew 2004）。自由民主主義は欧米先進国の共通の価値観であり、冷戦終結によって東側ブロックが消滅した後は、世界で比類なき有力な価値観になった。アフリカの紛争に関与する国際社会を想定する場合でも、その中心を占めるのは欧米のアクター（国家、組織、個人）であり、そこでの価値観や制度が普遍的なものとみなされて移植される。

今日国際社会は、持続的な平和を創り出すために自由な政治経済体制を確立するという発想にもとづいて、紛争後のアフリカ諸国に関与している。換言すれば、欧米の歴史と文化のなかで成立した制度をアフリカに移植することで、平和を持続させる発想である。この移植は、どの程度

可能であり、また持続的なのだろうか。説得的な答えは、まだ出ていない。また、移植した制度の定着にどのくらいの時間を要するのか、いつまで国際社会は関与を続けるのかという問いにも、確たる答えはない。^{*28} アフリカ土着の制度を活かすという答えは誰もが思いつくが、具体的に何をどう活かすのかという成功例は依然として乏しい。^{*29}

第二に指摘したいのは、移行期に国家権力の中枢を占める勢力と、国際社会との関係である。一般に、アフリカの紛争は統治に関わる問題に由来し、国民からみて政権担当者の正統性が低い。しかし、圧倒的なリソースと権威を有する国際社会が紛争に介入し、和平協定を仲介するとき、移行期に政権中枢を担う勢力は、特権的な立場を獲得する。国際社会は、移行期における政治的安定を重視して、政権担当勢力を事実上優遇するからである。国際社会の平和構築過程への関与は、まったくの中立というわけではない。政権担当勢力に対するてこ入れと、その反民主主義的性格の是正をどのようにバランスさせるかという問題は、カンボジアのUNTACにおいても議論されたが (Gutten and Plombo 2007)、アフリカにおいてこの問題はよりクリティカルになりうる。

コンゴ民主共和国の移行過程を例に取ろう (武内 2008a)。二〇〇二年に結ばれた和平協定では、八つの武装勢力間で権力分有が実施され、とくに内戦中の政府側、

二つの有力な武装勢力、そして文民野党勢力には、閣僚ポストや国会議席などでまったく同数が割り当てられた。ただし、移行期の大統領職には内戦前の大統領カビラ (Joseph Kabila) が横滑りし (すなわち、内戦中の政府側勢力がそのポストを握り)、副大統領職を有力四グループで分け合った。和平協定が結ばれた時点で、カビラ大統領派が国民から極立って強い支持を得ていたとは考えにくい。しかし、その後の移行政権期と選挙において大統領派は国際社会との良好な関係にもとづいて勢力拡大に成功する。野党側は選挙の際、国際社会がカビラ大統領派を優遇しているとして排外主義に訴えたが敗北した。選挙に勝利して正式に大統領の座についたカビラは強権化傾向を強めており、和平プロセスの結果、結局内戦前と同様の、強権的で腐敗した政治経済体制を創り出したただただたのではないかという声すら聞かれる (Englebert and Tull 2008: 112)。

利用可能なリソースや正統性が圧倒的であるからこそ、国際社会はアフリカの和平プロセスに深く関与する。アフリカ側のどの政治主体にとっても国際社会を権力確立のために利用する誘因は強いが、そのための条件は平等ではない。政治的安定を考慮する国際社会は、政権の中枢を担う勢力を支援するからである。その勢力は国際社会と深い関係を結び、その資源を利用するうえで、有利な位置にある。和平協定締結時に「たまたま」政権を担当していた彼らが、

国際社会を利用しやすい立場を獲得できる。国際社会の関与が、その圧倒的な権威とリソースによって、国民からみてそれほど正統性の高くない勢力を特権化するなら、そうして得られた政治的安定はいったいどの程度持続可能なのだろうか。コンゴ民主共和国東部で二〇〇七年以降再燃した紛争は、国際社会にとって暗い予兆なのかもしれない。

むすびにかえて

冷戦終結以降、国際社会が武力紛争の解決に向けて関与を深め、それとともにアフリカの紛争や紛争解決が世界的な関心を集めるようになった。これまでアフリカの紛争が、ときに先進国の政府や企業に利用され、ときに無関心のうちに放置されてきたことを考えれば、近年の国際社会の動きは基本的に評価できる。また、紛争解決のための関与に際して国際道義が強調されることも、一国主義的な現実主義が支配してきた従来の国際政治を考えれば画期的なことである。本稿では、こうした変化を整理し、それを前向きに捉えたうえで、そこにおける問題点や構造的な難題を指摘した。

アフリカの紛争への道義的関心が顕著に高まり、その解決を目指した取り組みが活発化することは評価すべきこと

である。しかし、国際道義に立脚する関心は、膨大な大衆動員を可能にする一方で、持続性に乏しい。アフリカの紛争は国家形成過程に構造的要因をもつ根深い問題であり、長期的かつ根本的な対応が必要である。軍事的展開によって暴力の激発を抑えることは重要だが、それは「止血」であって、根本的な対応ではない。

アフリカの紛争は国家統治の問題に由来し、再発を防ぐにはガバナンスの改善が不可欠である。この点は、近年の議論でかなりはつきりした。国際社会は今日、紛争経験国の国家建設に関与することで、「止血」のみならず「根治療法」を実践しようとしている。これは、ほとんど前例のない試みである。アフリカ側の主体性を活かしながら、外部からいかなる関与が可能なのか。試行錯誤の中から模索するしかないが、それにはなお時間がかかるだろう。

アフリカなどの紛争に対し、国際社会が道義的関心を前面に立てて解決のために関与するという現在の動きは、ウエストフアリア体制の根幹をなした内政不干渉原則の大きな転換である。したがって、そこに無理や矛盾が生じるのは、当然かも知れない。アフリカの紛争を解決に導き、人道的悲慘が繰り返されないような制度を構築し、そして傷ついた社会を修復する必要性については誰にも異論はない。しかし、そこに簡便な解決策などありえないこともまた、はっきりしている。国際社会は、当分の間試行錯誤を

続けることになろう。

●注

*1 この報告書で分析の焦点はサブサハラ・アフリカにあてられた。本稿も分析対象をサブサハラ・アフリカに絞り、以下で「アフリカ」という場合にはサブサハラ・アフリカ諸国を指す。

*2 近年日本で上映され、話題になった映画として、『ホテル・ルワンダ』（二〇〇六年）や『ブラッド・ダイヤモンド』（二〇〇七年）などがある。前者はルワンダ、後者はシエラレオネの紛争を題材にしている。

*3 本稿では、「国際社会」という言葉が頻出する。ここでのいう国際社会とは、価値観や目標がある程度共有され、一定の秩序とそれを担保する制度が存在する国際的な主体間関係と捉えられる。これは、ブル（2000）の捉え方にもとづいている。ただし、ブルは国際社会の構成体として、主権国家が圧倒的に重要だと考えた。アフリカの紛争解決への関与について考える本稿では、国家以外のアクター、すなわち国際機関や国際NGOもまた、重要な構成要素だと考える。アフリカの紛争解決に関与する国際社会を想定する場合、欧米の国家（政府）や非国家主体（たとえばNGO）が中心にあつて、強い影響力を行使している。

*4 一九九一年にバールレ（Siad Barre）政権が崩壊したあと、無政府状態に陥ったソマリアでは、天候不順とも相まって、飢餓状態が蔓延した。これに対し、一九九二年に米国を中心とした多国籍軍が人道支援と治安の確立のために派遣され、

事態の改善に貢献した。しかし、翌年に任務を引き継いだ国連平和維持軍は、現地勢力と衝突して多くの死傷者を出した。国連平和維持軍の指揮下に入らず展開した米国軍に犠牲者が出るに及んで、当時のクリントン政権は部隊の撤収を決定し、平和維持軍も目的を達成しないまま撤退を余儀なくされた。ルワンダについては、本文で後述する。

*5 UCDP データセットでは、紛争は「統治（government）あるいは領域（territory）に関する競合する対立で、その少なくとも一方が一国の政府であり、武力によって少なくとも二五名の戦闘関連犠牲者が出たもの」と定義されている。紛争強度については、当該年における戦闘関連犠牲者数が二五〇九九人であれば「弱」、一〇〇〇人以上であれば「強」と評価される。

*6 紛争が武力で決着したか、交渉によって終わったかという評価を、明確につけがたい場合もある。ここでは、紛争を続ける余力があるにもかかわらず、外部仲介者のイニシアティブで和平協定が結ばれた場合、交渉で終結したとみなした。紛争の終わり方に関するデータは、UCDP データセットに含まれていないため、表2では、筆者の判断で選択、分類した。

*7 ただし、アルーシャ和平協定は、結局効力を発揮しなかった。ルワンダの政権内急進派の妨害で実行に移されないうまま、大統領暗殺事件をきっかけに大虐殺と内戦再発にいたったからである。

*8 二〇〇二年二（四月）、ムベキ大統領は、自国のリゾート地サンシティ（Sun City）に三六七人のコンゴ人政治家を招き、二カ月にわたる徹底的な話し合いの場を提供した。こう

した議論の末、同年一二月に国内諸勢力間でプレトリア合意が成立した。くわしくは、武内 (2008a) 参照。

- * 9 一九九二年にガリー国連事務総長は『平和への課題』(United Nations 1992) を発表し、そのなかで悪化した治安状況下で治安確立に従事する「平和執行」部隊の構想を示した。しかし、ソマリアの経験によってその構想の問題点が露わになり、三年後に発表した『平和への課題』追補版 (United Nations 1995) では、それを「非現実的」だとして事実上撤回した。

- * 10 コンゴ民主共和国に対しては、東部のイトゥリ情勢が悪化した際 (二〇〇三年) と選挙時 (二〇〇六年) にEUFORが派遣された。シエラレオネでは、UNAMSIIL部隊が人質にとられるなど、情勢が極度に不安定化した二〇〇〇年にイギリス軍が投入され、事態の改善に貢献した。

- * 11 国連PKOのマンデートに最初にDDRという言葉が盛り込まれたのは、一九九九年一〇月に設立されたUNAMSIIL (シエラレオネ) であった (山根 2008)。

- * 12 リベリアについては山根 (2008)「コンゴ民主共和国については武内 (2008a) を参照のこと」。

- * 13 シエラレオネの地方制度改革に対するイギリス開発援助省 (DFID) の積極的な支援の背景に同様の問題意識があることについて、落合 (2008) を参照。

- * 14 紛争によって傷ついた社会の修復という点でいえば、経済発展を目指す通常の開発援助であっても、紛争経験国に供与される場合は、間接的に同様の目的を有するといえるだろう。ここでは、国民和解という紛争後社会に固有の取り組み

に絞って概観する。

- * 15 いずれも裁判所の設置に関する安保理決議 (ルワンダについては安保理決議九五五、シエラレオネについては同一三一五) の前文に、国際人道法の深刻な侵害に関わった犯罪者を訴追することが、「国民和解の過程および平和の再興と維持に資する」と謳われている。

- * 16 同じ国際的な刑事裁判所とはいえ、国際刑事裁判所 (ICC) の設立規程 (ローマ規程 一九九八年) にはこうした目的がなく、犯罪の再発を防ぐ目的が言及されているだけである。ICCは、二〇〇八年一〇月現在、アフリカ四カ国 (コンゴ民主共和国、中央アフリカ、スーダン、ウガンダ) の事を扱っているが、その行動は当該国の平和の維持や国民和解を原則的には考慮することなく実施されているということである。

- * 17 ルワンダ政府は、ガチャチャによって国民和解を進めるという意図をもっている。もともと、ガチャチャによってジェノサイド容疑者を裁くという発想そのものが、ドナーによって示唆されたものと主張する論者もある (Oomen 2005)。

- * 18 “peace making”の訳。国連憲法第六章で想定されている平和的手段を通じて、敵対する当事者間に合意を取り付けること。和平交渉の仲介が念頭におかれている。

- * 19 対地雷廃絶のためのオタワ・プロセスにおけるNGOの役割については西谷 (2007) を、紛争ダイヤモンド取引規制のためのキンバリー・プロセスでのNGOの役割については西元 (2008) を参照のこと。

- * 20 最もよく知られた例は、ルワンダ内戦の後ザイル (現

コンゴ民主共和国) 東部に逃れた難民に対する緊急人道援助であろう。難民キャンプに膨大な数のルワンダ難民が押し寄せ、コレラが蔓延して犠牲者が続出する映像がマスメディアで流れると、世界的に関心が高まって援助が集中豪雨的に供与された。多数の国際NGOが現地入りし、日本を含め八カ国が人道支援のために国軍を送った。しかし、この難民のなかには、ルワンダのジェノサイドに責任を負う政治指導者が含まれていた。彼らは、武器をもったまま隣国の難民キャンプに流入し、そこを拠点としてルワンダ本国に越境攻撃を仕掛けていた。しかし、国際社会は難民の武装解除に手をつけないまま、人道援助の供与を続けた。結果的に、ジェノサイドに責任のある武装勢力が、国際社会の人道支援を受けながら、ルワンダに越境攻撃を繰り返すという倒錯した状況が現出したのである。くわしくは、武内(2006) 参照¹⁾。

*21 米国は、九・一一事件の一年後に発表された国家安全保障戦略において、地域紛争の抑止やアフリカの脆弱国家への対応の必要性を論じている (United States of America 2002)。二〇〇三年に発表されたEUの安全保障戦略でも、同様の認識がみられる (European Union 2003)。

*22 紛争ダイヤモンドの流通規制は「グローバル・ウィットネス」(Global Witness) などのNGOによって主張されてきたが、これを二〇〇〇年の九州・沖縄サミットで取り上げ、実現への道筋を付けたのはブレアである。

*23 ブレアは芸能界の有名人とも関係が深く、二〇〇四年に自ら議長となって設立した「アフリカ委員会」(Commission for Africa) には、ロックスターのボブ・ゲルドフが参加して

いる。

*24 ダルフル紛争は今日なお継続しているが、殺戮による犠牲者数は二〇〇三〜〇四年が突出して多かった (Flint and de Waal 2008: 151)。これは、AUや国連が本格的に平和維持活動を行う以前の段階である。

*25 もちろん、国際社会が暴力抑制に万能というわけではない。AUが平和維持軍(A MISOM)を送ったソマリアや、国連とAUの合同平和維持軍(UNAMID)が展開しているスーダン(ダルフル)で暴力はやんでいない。ただし、これらはいずれも、当初予定したレベルの展開ができていない。また、コンゴ民主共和国の例が反証としてあげられるかも知れない。ここでは、国連平和維持部隊を大幅に増強し、多国籍軍を二度派遣して暴力の抑制に一度は成功したが、二〇〇七年以降東部で紛争が再燃している。これは、制度構築や国民和解の失敗が暴力への回帰を生んだケースとみなすことができる。

*26 たとえば、コンゴ民主共和国においては、経済運営が改善せず、汚職の蔓延も改まらないとして、二〇〇六年にはIMFが融資を停止する事態にいたった (Africa Confidential 二〇〇七年九月七日付)。

*27 一九九二年以来複数政党政制を導入し、自由で競争的な選挙が根付いたとみられてきたケニアでも、二〇〇七年末の大統領選挙をきっかけに一〇〇〇人を超える規模の犠牲者を出す内乱状態に陥った。制度定着までにどのくらいの時間がかかるのか、制度が定着したと、いつどのように判断できるのかも、難しい問題である。

* 28 たとえば、アフリカ側の主導によって進められている和解プロセスとしてルワンダのガチャチャがあるが、これを成功と呼ぶにはさまざまな留保が必要である。くわしくは武内(2008b) 参照。

●参考文献

- 落合雄彦(2008)「シエラレオネにおける地方自治制度改革とチーフ」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所、二五——二七八頁。
- カー、E・H (1996)『危機の二〇年、一九一九—一九三九』岩波文庫。
- 佐藤章(2008)「歴史の写し画としての和平プロセス——内戦期コートデヴオワール政治における連続性」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所、九——一二三頁。
- 武内進一(2006)「紛争が強いる人口移動と人間の安全保障——アフリカ大湖地域の事例から」望月克哉編『人間の安全保障の射程——アフリカにおける課題』アジア経済研究所、一五一——一九二頁。
- (2008a)「コンゴ民主共和国の和平プロセス——国際社会の主導性と課題」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所、一二五——一六二頁。
- (2008b)「ルワンダのガチャチャ——その制度と農村社会にとっての意味」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所、三一七——三四七頁。
- (2009)「紛争の理論と現実——地域からみた武力紛争」国分良成・酒井啓子・遠藤貢編『日本の国際政治学③』有斐閣、四一—五八頁。
- 武内進一編(2008)『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所。
- 西谷真規子(2007)「多国間条約形成におけるトランスナショナル社会運動の動的共振モデル」『国際政治』一四七号、九五——一五五頁。
- 西元宏治(2008)「紛争ダイヤモンド取引規制レジームの形成と展開」小寺彰・道垣内正人編(編集代表中山信弘)『国際社会とソフトロー』有斐閣、一三七—一六八頁。
- 船田クラーク・さやか(2008)「モザンビークにおける平和構築の課題——国家レベルの共存と地域社会内部での対立の深化」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所、三四九—三八五頁。
- ブル、ヘドリー(2000)『国際社会論——アナーキカル・ソサエティ』白杵英一訳、岩波書店。
- 望月康恵(2008)「紛争後の社会への司法介入——ルワンダとシエラレオネ」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所、二八一—三二六頁。
- 山根達郎(2008)「DDRとリベリア内戦」武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所、一六三—二〇三頁。
- Doyle, Michael W. and Nicholas Sambanis (2000) *International Peacebuilding: A Theoretical and Quantitative Analysis*.

- American Political Science Review* 94(4): 779-801.
- Englebert, Pierre and Denis M. Tull (2008) Postconflict Reconstruction in Africa. *International Security* (32)4: 106-139.
- European Union (2003) *A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy*. (12 December 2003).
- Flint, Julie and Alex de Waal (2008) *Darfur: A New History of a Long War* (Revised and Updated). London: Zed Books.
- Guttier, Karen and Jessica Piombo (2007) Issues and Debates in Transitional Rule. Guttier, Karen and Jessica Piombo (eds) *Interim Governments: Institutional Bridges to Peace and Democracy*. Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press. pp.3-34.
- OECD (2005) *Security System Reform and Governance*. Paris.
- Oomen, Barbara (2005) Donor-Driven Justice and its Discontents: The Case of Rwanda. *Development and Change* 36(5): 887-910.
- Paris, Roland (2004) *At War's End: Building Peace after Civil Conflict*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Porteous, Tom (2008) *Britain in Africa*. London: Zed Books.
- Scheffer, David J. (1996) International Judicial Intervention. *Foreign Policy* 102: 34-51.
- United Nations (1992) *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-Keeping*. (A/47/277-S/24111, 1992年6月17日付)
- (1995) Supplement to an Agenda for Peace: Position Paper of the Secretary-General on the Occasion of the Fiftieth Anniversary of the United Nations. (A/50/60-S/1995/1, 1995年11月3日付)
- (1998) *The Causes of Conflict and the Promotion of Durable Peace and Sustainable Development in Africa*. Report of the Secretary-General to the United Nations Security Council. (A/52/871-S/1998/318, 1998年4月16日付)
- (2000) Report of the Panel on United Nations Peace Operation (Brahimi Report). (A/55/305-S/2000/809, 2000年8月11日付)
- (2004) *The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies*. (S/2004/616, 2004年11月13日付)
- United States of America (2002) *The National Security Strategy of the United States of America* (September 2002).
- Upusala University (2008) UCDF/PRIO Armed Conflict dataset v.4-2008, 1946 - 2007 ([URL:http://www.pcr.unse/research/UCDF/data_and_publications/datasets.htm](http://www.pcr.unse/research/UCDF/data_and_publications/datasets.htm)) 2008年10月13日閲覧。
- Zartman, I. William, ed. (1995) *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- (雑誌)
Africa Confidential
(たけうち・しんいち／日本貿易振興機構アジア経済研究所)